

企業防災力強化推進事業委託業務仕様書

1 目的

県内中小企業の企業防災力を強化するため、専門家によるBCP策定支援や先進事例等を紹介するセミナーの開催、実効性向上に向けた訓練などを実施することを目的とする。

2 業務の名称

企業防災力強化推進事業委託業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月24日（水）まで

4 委託業務の内容

(1) 専門家によるBCP策定支援

専門コンサルタント（講師）による研修等の開催などにより、BCP策定を支援する。

ア 参加企業数

研修等への5社程度の参加と、「徳島県企業BCP認定制度」への2社以上の申請を目標とする。

イ 対象

県内に事業所を有する中小企業のうち、BCP未策定企業、またはBCP策定済みでブラッシュアップを希望する企業

ウ 開催回数・場所

研修や参加企業への訪問指導を計5回程度実施すること。

（研修の開催場所については、企画提案書の内容を基本とし、徳島県と協議の上決定する）

エ 業務の詳細

- ・BCP策定作業の導入から策定完了（文書化）まで、参加企業の立地環境や業種特性に応じた独自のBCP策定を支援すること。
- ・指導にあたっては、BCP策定指導の実績を持つ専門家が担当すること。
- ・「徳島県企業BCP認定制度」への申請が可能なBCPの策定を目指すとともに、申請についても支援すること。
- ・参加企業からBCP策定に関する相談があった場合は、研修、企業訪問指導、またはそれ以外においてもメール等により個別対応すること。
- ・研修等の広報については、原則受託者が行うこと。
- ・開催会場の賃借料や必要な資材の調達に係る費用は受託者の負担とする。

(2) BCPセミナー及び徳島県企業BCP認定制度・認定交付式の開催

先進的なBCP導入事例の紹介や効果的なBCPに向けた情報提供などを行うセミナーを開催するとともに、徳島県企業BCP認定制度の認定を受けた企業の認定証交付式を開催する。

ア 参加者数

セミナーの参加者数は、30名以上を目標とする。

イ 対象

企業BCPの策定に関心のある企業など

ウ 開催回数・場所

委託期間中に一回実施すること。

(開催時期および開催場所については、企画提案書の内容を基本とし、徳島県と協議の上決定する)

エ 業務の詳細

- ・セミナーの内容は、企業のニーズを考慮するなど、企業BCPの普及・啓発につながるものとする。
- ・BCPセミナーと徳島県企業BCP認定制度・認定交付式は同日に開催すること。
- ・セミナーの広報については、原則受託者が行うこと。
- ・開催会場の賃借料や必要な資材の調達に係る費用は受託者の負担とする。

(3) 企業BCP図上訓練の実施

参加企業に、より実効性のあるBCPに向けた点検・見直しのきっかけや、BCPの有効性を体験し、策定の契機としてもらうため、実際に大規模災害が発生したことを想定した訓練を実施する。

ア 参加企業数

5社以上の参加を目標とする。

イ 対象

県内に事業所を有する中小企業のうち、BCP未策定企業、またはBCP策定済みでブラッシュアップを希望する企業など

ウ 開催回数・場所

委託期間中に一回実施すること。

(開催時期および開催場所については、企画提案書の内容を基本とし、徳島県と協議の上決定する。なお、(1)の参加事業者が参加できるように、開催時期に配慮すること。)

エ 業務の詳細

- ・大規模災害の発生を想定し、BCP策定企業や策定中を含む未策定の企業についても対象とした訓練とすること。
- ・図上訓練は、BCP策定指導の実績を持つ専門家が中心となって実施すること。
- ・訓練の広報については、原則受託者が行うこと。
- ・開催会場の賃借料や必要な資材の調達に係る費用は受託者の負担とする。

5 成果品の提出

成果品については、次のとおり作成し、県に提出すること。

(1) 内容

- ア 実施結果報告書 1部
- イ 事業費精算書 1部
- ウ その他本業務の実施に係る資料 一式

(2) 納入場所

徳島県経済産業部経済産業政策課 団体・振興担当

6 その他

- (1) 本委託業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報
情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本委託業務の目的以外の
目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (2) 本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係
る一切の義務を遵守させるものとする。
- (3) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。また、帳簿及
び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、本委託業務終了後、5年間
保存すること。
- (4) 受託者は業務実施過程で発生した障がいや事故については、大小に関わらず県に報
告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議をして定めるもの
とする。